

令和6年9月定例会会議録

令和6年豊郷町議会9月定例会は、令和6年9月9日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めた者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

議第47号	令和5年度財政健全化判断比率について
議第48号	令和5年度公営企業会計に係る資金不足比率について
議第49号	豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて
議第50号	豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第51号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議第52号	契約の締結につき議決を求めることについて (工事第007号旧八号線2(歌詰橋)護岸護床整備工事)
議第53号	契約の締結につき議決を求めることについて (物品・役務第002号豊郷町立豊郷小学校給食用備品調達)
議第54号	豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議第55号	豊郷町税条例の一部を改正する条例案
議第56号	豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第57号	豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第58号	令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)
議第59号	令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議第60号	令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議第61号	令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)
議第62号	令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)
議第63号	令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
議第64号	令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第 6 5 号	令和 5 年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第 6 6 号	令和 5 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第 6 7 号	令和 5 年度豊郷町水道事業会計決算認定について
議第 6 8 号	令和 5 年度豊郷町下水道事業会計決算認定について
発議第 5 号	豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
発議第 6 号	教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書案

村岸議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いようですが、皆様がおそろいですので、これより、令和6年9月第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるかマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。会議中はみだりに発言し騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。傍聴の方につきましては、静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子君、1番、長谷川貴康君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から10月2日までの24日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より10月2日までの24日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和6年4月分から6月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元の配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務としての報告事項ならびに一般事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

次に、議会運営委員会報告を行います。去る6月21日付で鈴木勉市議員から

議会運営委員会委員の職を辞したいとのと辞任届が提出されましたことから、豊郷町議会委員会条例第12条第2項の規定に基づき、許可いたしました。これに伴い、後任に議会広報常任委員会委員長が議会運営委員会委員に就任いたしましたので、ご報告いたします。

次に、議会広報委員会報告を行います。去る6月25日付で、鈴木勉市議員から議会広報常任委員の職を辞したいとの辞任届が提出され、豊郷町議会委員会条例第12条第2項の規定に基づき許可いたしましたので、ご報告いたします。

続いて、委員長報告を行います。

本田議会広報常任委員会委員長、報告をお願いします。

本田議会広報

常任委員長 議長。

村岸議長 本田委員長。

本田議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会は、令和6年6月24日、93号の掲載内容につき議論いたしました。補正予算のうち主な内容を掲載することとし、一般質問については、各議員が一般質問で行った内容を各議員で責任を持って発表することを確認いたしました。その後、7月26日会議をもって一部文章の調整を行いました。8月23日に、93号が発行することができました。8月30日、本委員会として継続調査の確認を行いました。また、第39回町村議会広報全国コンクールには91号を応募することといたしました。なお、令和6年度全国町村議会広報研修会が9月25日、東京で開催されますが、本委員会として研修に参加することといたしました。

以上、報告を終わります。

村岸議長 ご苦労さまでした。以上報告いたしますので、よろしくお願いいたします。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第47号令和5年度財政健全化判断比率についてから日程第5議第48号令和5年度公営企業会計に係る資金不足比率についてまでを一括として、町長より報告を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日令和6年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に對しまして、格別のご高配を賜っておりますこと重ねて厚く御礼申し上げます。

さらに今般は、龍ヶ池揚水機場の世界かんがい施設遺産の授賞式のため、会期を調整いただきました。感謝申し上げます。無事認定され、9月3日にシドニーで認定書を受け取ってまいりました。先人の農業振興の歴史とその功績を世界に広める機会ができ、大変光栄と思っています。今後は豊郷の新たな魅力として発信してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会には報告案件2件、同意案件2件、契約案件2件、条例改正4件、令和6年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算案件5件、決算認定6件、その他の案件1件の計22件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第47号令和5年度財政健全化判断比率について及び議第48号令和5年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括してご説明申し上げます。

まず、議案議第47号令和5年度財政健全化判断比率についてですが、この比率は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により議会に報告をするものであります。

財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率については、一般会計等の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。実質赤字額とは、当該年度の歳入歳出が上回る場合に生じるもので、令和5年度は決算は実質赤字額が生じないため、数値が表れていません。連結実質赤字比率については、公営企業会計等を含む全会計を対象とした、実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、赤字額及び資金不足が生じないため数値が表れておりません。実質公債費比率については0.3%であります。将来負担比率とは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては充当可能基金、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額、歳入見込額の合計が将来負担額を上回っているため、数値が表れておりません。

次に、議第48号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度存在するのかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。水道事業及び下水道事業会計については、資金不足が生じないため、数値が表れておりません。

以上、報告いたします。

村岸議長

これで報告は終わりました。

日程第6、議第49号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第４９号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。豊郷町監査委員のうち、識見の谷川則彦監査委員には、令和２年から今日までの４年間にわたり、町の監査事務に、精力的にご尽力を賜ってきたところでありますが、本年９月３０日の任期満了をもって退任されることになりました。このことから後任の識見監査委員として、住所、豊郷町大字四十九院９１１番地、氏名、渡邊吉和氏、昭和３４年７月１９日生まれにご指導を賜りたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期については、地方自治法第１９７条に基づき、１０月１日から令和１０年９月３０日までの４年間となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、１２番。

村岸議長 １２番、今村恵美子議員。

今村議員 議第４９号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて、今回、これは、町の監査委員の選任に、今回、渡邊氏を町として推薦されているんですが、監査委員は２人で、議会選出の議員が前田議員がなさっているんですが、２人とも四十九院の方ですけど、そういった前の谷川監査委員さんは日栄学区の方でしたよね。推薦するのは町ですから、そういう（聞き取り不能）となったのかと思うんですが、こういった議員と、それから一般の町推薦の監査員が同じ字ということは、これまでも過去においてあったんでしょうか。そういう、そしてそういうのは町としては、何ら全町的な面で問題はない、問題が出たときには困りますけど、それはどうもないという形で判断されているのか、その点について、町の見解をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 同じ字だからどうかこうとかいうご質問、ご質疑だと思うんですけども、谷川監査委員さんが、４年間で十分職務を果たさせていただいたので、やめさせていただきたいと。慰留しましたんですけども、大変勉強させてもらったということで、それで新たな監査委員さんを町内広くからいろいろ考えさせていただきました。今までから県のＯＢとか金融関係とか、いろいろそういう方たちが

されてこられまして、議会の監査委員と識見の監査委員が同じ字でどうのこうのと、それは私が答えるべき問題でなく、この方が適任者ということで、選任の同意のお願いを出させていただいたものであります。銀行のOBとなりますと、私の知っている限りもう1名おられまして、実はこれ八町の方でした。いかにも私の地元はあまりよくないだろうということで、ちょっとこれには二の足を踏んだところでございます。ですから、町内全域を見渡して渡邊さんが適任ということで、このように議案を提案させていただいたところでございます。もし何かおかしいと思われたらまた、議員さんの中で、議会選出がありますから、そこらは十分考慮されて、また、検討されればどうかと思います。

以上、私のお答えといたします。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これより議第49号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより議第49号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第49号は同意することに決定されました。

日程第7、議第50号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第50号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。豊郷町教育委員として豊郷町の教育振興にご尽力いただいております小林美保氏が、本年9月30日の任期満了をもって退任されることとなりました。このことから、後任の教育委員として住所、豊郷町大字高野瀬517番地、藤野悠子氏、昭和56年9月8日生まれを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づいて議会の同意を求めるものでございます。藤野氏は、現在は日栄小学校の保護者であり、地方教育行政に情熱を持っておられ、同法第4条第5項の規定による委員のうちに保護

者が含まれるようしなければならないという要件を満たす必要があることから、教育委員として任命させていただきたいというものでございます。なお、任期といたしましては、10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第50号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第50号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第50号は同意することに決定されました。

日程第8、議第51号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第51号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。現在法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員としてご活躍いただいております清水典子氏が、本年12月31日の任期満了をもって退任されることとなりました。このことからその後任として、住所、豊郷町大字吉田249番地、氏名、高橋明美氏、昭和33年6月21日生まれを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。高橋氏は豊郷町の職員として長年にわたり勤務され、隣保館長としても町民の人権意識の高揚や、人権問題の解決に取り組んでこられましたことから、推薦させていただきたいというものであります。なお、任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

今村議員 それでは、人権擁護委員の推薦ということで、高橋明美さんは、役場の職員もなさっておられて、平成28年からは湖東広域衛生管理組合で現在も至るというふうに経歴が書かれているんですが、こういう広域行政に働いておられる方でも、人権擁護委員としては資格があるということなんだと思うんですが、広域行政組合などの職員で正規職員、また、プロパー職員っていろいろ、会計年度職員もいらっしゃいますが、この方がいけるというのは、法からいくとどういう基準で人権擁護委員にお願いできるということになるんでしょうかと。その辺を教えてください。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

どのような方というか、先ほども町長、言われましたとおり、人権に精通しているという形で選んでおります。湖東広域管理組合にお勤めではございますが、人権擁護委員の候補としては何も問題ございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第51号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第51号人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第51号は同意することに決定されました。

日程第9、議第52号契約の締結につき議決を求めることについて(工事第7号旧八号線2(歌詰橋)護岸護床整備工事)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第52号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

令和6年度工事第007号、旧八号線2（歌詰橋）護岸護床整備工事の入札を令和6年8月21日に、条件付一般競争入札により執行したところ、所在地、滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南193番地、名称、丸橋建設株式会社豊郷営業所、所長丸橋照久と、請負契約金額1億5,840万円で仮契約を締結いたしました。つきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項及び第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

村岸議長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員　はい、12番。

村岸議長　12番、今村恵美子議員。

今村議員　では、議第52号契約の締結議決についてですが、今回、歌詰橋の護岸護床整備工事ということで、契約議決の今回議案が出ておりますが、3点お聞きしたいと思います。

1点目は、歌詰橋の当初、耐震補強、また、ならびに橋の整備とかそういうので立ち上がって、設計ミスもあり、金額が膨れ上がってきていますが、工事、担当課にお聞きしますとこれがもう最後の第3期工事だという形でおっしゃっておられましたが、これまで、歌詰橋の整備工事のこの入札を入れて、これで最後になるということなので、総事業費、どのぐらいになるのかと、それから財源の負担割合、愛荘町、豊郷町、また、国庫補助金、どのぐらいの金額でこれは行われたのか。ちょっとそれを1点目。教えてください。

それから2点目ですが、今回のこの条件付一般競争入札は、電子入札ということで実施がされております。私も電子入札を以前から推薦、こういうこともやっていったらどうですかということは提案していましたが、そういう方向にも来ていただいたんだと思います。それで、今回の電子入札の結果についてなんですが、これは何件が応札したのか。残念ながら町のホームページでは、そのところが何か記事がうまく出てなくて、なかったのでお聞きしたいのですが、この電子入札参加業者は何件あって、そして、予定価格が事前公表だったのか、なかったのか。また、最低制限価格は、公表、事後公表しているのか。その点と、また、入札、応札の中で、資格業者とか、何社が応札に応じて、失格業者というのも出たのか、入札結果が見られたら分かったんですけど、残念ながら、私が調べた中で分からなかったの、ちょっとそれは教えていただきたいと思います。

それから、3点目なんですけど、この工事について、担当課長にお聞きしまし

たら、この工事は、県から、この護岸、それから護床の整備工事をするようにという、そういう指摘があつて、ほぼ１００メートルぐらいの大きな工事をしなくてはならないという図面も頂きましたが、護岸の護床工事、県はどのような点で、今まで一応もう工事が終わったのかなと思ったら再度これはしなくてははいけませんということを言われたということなので、どういう指摘があつてこの工事を今回なさるのか。県の言うている内容を説明をお願いしたいと思います。よろしく。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、今村議員の質問にお答えします。

まず、総事業費からです。１期、２期、今回の工事と合わせまして、８億８３０万３００円となります。

次に、国庫補助なんですけれども、第１期のときには、４億３，４５３万４，１００円のうち２億３，５８３万５，０００円の補助がついております。２期工事につきましては、２億１，５０９万６，２００円のうち豊郷町の負担と愛荘町の負担として工事費の半分ずつですので、１，７５４万８，１００円ずつ負担していまして、そのうち、町の起債、これは緊自債という起債を借りておりますので、１億７５０万円の起債をしているということでございます。今回の工事につきましては、１億５，８４０万ですので、豊郷町の負担が７，９２０万円、愛荘町の負担が７，９２０万円、起債としては、７，９００万円の起債をはることでしております。

次に、３番の工事内容なんですけれども、県から言われましたのは、まず、１期、２期と工事をしまして、橋の基礎がちょっと張り出しますので、川幅が狭くなったということで、ちょっと水の流れが急になるということで、護床をやり直してほしいということでした。もともと護床が沈んでおりましたので、護床を、今設置している範囲内でやり直すだけではなくて、川が狭まるということなので、広範囲に護床を敷いてくださいということなので、今回新規に３０８個、護床ブロックをつくってそれを全面に敷くということになっております。あと５年に１回河川敷まで雨量が来ることがあるということなので、土のうを、河川敷の方までしみけるよう指示がありましたので、そのような対策も講じております。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑のうち、私のほうから２点目の入札の関係をお答えさせていただきます。

入札の結果の情報につきましては、町のホームページの方に公開しております。町のホームページから今度、電子入札情報公開システムというところに飛んでいただければ全て情報が、従来と同じ情報が公開されておりますので、またそちらをご覧くださいけたらと思います。

なお、今回の入札につきましては、技術資料を提出され資格を得られましたところが５社、そのうち入札までの間に２社が辞退され、３社が応札をされ、そのうち１社が落札ということになっております。予定価格と最低制限価格につきましては、従来と同じとなっております。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 １２番、今村恵美子議員。

今村議員 それでは、清水課長の方にもう１回だけお尋ねしたいと思います。

ホームページで公表されているということだったので、あれ時間帯指定があるんですか。夜はできないということですか。開いても、ただいまそれはしていませんというのが出たんですけど。それと、いつでも見れるようにしてほしいなというのと、それから、条件付一般競争入札というのが、やれるメリットというのは、多くの業者が入ってこれるというメリットがあると思うんですが、県下で、いろいろ業者の基準が想定してあると、町がつくっている基準があると思うんですが、５社がそういった問合せがあったということですが、町が考えている一般競争入札で、対象となる業者というのは、県下でどのくらいあるんでしょうか。この５社しか、うちのこれに、何というか、電子、あれで積算いろいろ書いてある箇所ありましたけど、５社しかないというのはどういう経過でそうなるのか。できるだけ多くの人、多くの業者で競争入札を広くしていただく方が、いいんじゃないかなと思うんですが、これがなかなか、応札業者が増えないのはどういうところが原因なのか。そこをちょっと最後に教えていただけますか。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、電子入札情報公開システムにつきましては、これは県下統一で使っているシステムでございまして、システムの仕様上、夜８時までしか公開されていないということになります。本町、１町での都合でそのシステムの時間の変更が難しいものですから、夜８時までにご覧いただくようにご協力をお願いしたいと思います。

２点目の５社についてですけれども、これも多い、少ないの議論があらうかと思えますけれども、町といたしましては、一定の条件をつけてまして、全ての業者さんに参加を呼びかけているところで、滋賀産業新聞等業界誌にも載せていただいております、周知の方を図っております。ただ、手を挙げていただける企業さんが少ないということにつきましては、予定価格も公表しておりますし、また、その会社の技術者の人数、また、ほかを取っておられる仕事の都合、また、豊郷町と事業所さんの距離の問題等々考えられると思いますので、今後とも町としましては、多くの企業に入札に参加していただけるよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第５２号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第５２号契約の締結につき議決を求めることについて（工事第７号旧八号線２（歌詰橋）護岸護床整備工事）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第５２号は原案のとおり可決されました。

日程第１０、議第５３号契約の締結につき議決を求めることについて（物品・役務第２号、豊郷町立豊郷小学校給食用備品調達）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 議第５３号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。
令和６年度物品・役務第００２号豊郷町立豊郷小学校給食用備品調達業務の入

札を令和6年8月20日に指名競争入札により執行したところ、所在地、京都市伏見区竹田田中宮町15番地、名称、株式会社中西製作所京都営業所、所長、葛山智之と請負契約金額676万5,000円で仮契約を締結いたしました。つきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員　はい、12番。

村岸議長　12番、今村恵美子議員。

今村議員　議第53号契約の締結議決で、豊郷町立豊郷小学校給食用備品調達業務についてですが、これは指名競争入札で、入札結果調書を見ますと、7社の中で辞退が3社の中で、ここに契約の相手方が落札をされております。これは食器食缶洗浄機1台という物品の入札だったんですが、この前後、後だったかな。日栄小の給食室の冷蔵庫が、議決にはかからないんですが、同じように入札がありまして、同じこの業者と同じ7業者でしたけど、今回の議決に付されている業者じゃない方が、そちらは日栄小の冷蔵庫の方は落札されておりましたが、業者を、指定業者を選定するというのは、これはどこがなさっているんでしょうか。入札、執行する、比較ですか。それとも、指名業者の選定には教育委員会も関わっているんでしょうか。その辺を、指名業者同じ業者が毎回そろうと、どうしても業者談合にもつながりますので、いろいろな業種でもいろいろな業者いらっしゃると思うので、できたらもう、もう、この近畿管内でやるのであれば一般競争入札の電子入札もいいんじゃないかなと思ったりもするんですが、どういう選考で指名業者を、町としては選んでおられるのか、そのことをちょっとお聞かせください。

総務課長兼

企画振興課長　議長。

村岸議長　清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長　それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

その前に、すいません、先ほどの答弁の中で1点誤りがありましたので、この場をお借りしてちょっと訂正をさせていただきたいと思います。先ほど電子入札の情報公開システムについては、夜8時までと申し上げましたけれども、夜8時なのは、入札をする方側のシステムが夜8時まででございまして、情報公開に

つきまして、夜 11 時まで公開されておりますので。詳しく言いますと、朝 6 時から夜の 11 時までには公開されておりますので、またその時間内にご覧いただければと思います。

次、続きまして、本来のご質疑の方にお答えをさせていただきます。入札につきましては、指名業者の選定につきましては、豊郷町建設工事契約審査会というものが町の中にはございまして、そこでその今回のそれぞれの入札の指名業者はどこにするかというのがその場で決定しているものでございます。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 53 号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第 53 号契約の締結につき議決を求めることについて（物品・役務第 2 号豊郷町立豊小学校給食用備品調達）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

全員賛成であります。よって、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議第 54 号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第 54 号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。マイナンバーを情報共有する事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の別表 2 を引用しておりましたが、法改正により別表 2 が廃止されましたので、その内容を本則の中に規定するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、12 番。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

今村議員 それでは、議第54号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、この新旧対照表の資料を見ますと、定義の中で、第2条の中で、1条は削って、旧の1条は削って、5、6と。5番目が、特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。その次の6番目が、利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいうと書いてあるんですが、この5と6を、具体的にどういう情報のことか説明してください。

そして、第4条、個人番号の利用範囲ということで、裏の方に、4条の4項かな。ここ、4項、3項もですよ。特定個人番号利用事務等、処理する必要な限度で、利用特定個人情報を保有する情報ネットワークを使用するようなことが書かれておりますし、4項では、法令、条例の規則等の規定により、当該特定個人情報または当該利用特定個人情報と同一の内容を含む書面として義務づけられているときは、当該書面とあつたものをみなすと。これもちょっと、具体的にどういうことを言っているのか。

また、その下の第5条の特定個人情報の提供の2項で、法令、条例、規則等の規制により当該特定個人情報または当該利用特定個人情報と同一の内容情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があつたものとみなすというのも、どういうことを想定しているのか。具体的に法令の意図するところをちょっと説明していただけますか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、第2条第1項第5号と第6号の部分なんですけれども、法第19条第8号に規定するという、そのくだりでございますけれども、そこにつきましては、まず、第6号の利用特定個人情報というものにつきましては、特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために政令で定めるところにより、当該個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務政令で定めるものと規定をされております。もう少し分かりやすく申し上げますと、マイナンバーが関係する事務のことでございます。また、マイナンバーを含む個人情報のことを利用特定個人情報と呼びます。そして第5号の特定個人番号利用事務につきまし

ては、それを利用した事務になってきます。これにつきましても、主務省令、各省庁の省令等で規定されたものがそれに該当することになります。

先ほど町長の提案理由の説明の中にもありましたが、従来まではこれが別表、法律の別表 2 ということで、一覧表形式で書かれていましたものが、それが廃止されまして、各省庁の政令で指定できるようになったということがございます。また、第 4 条、第 5 条あたりの改正でございますけれども、これについてもマイナンバーが関係する事務ということでご理解いただければと思います。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 1 2 番、今村恵美子議員。

今村議員 豊郷町の行政手続に関する条例の中に、マイナンバーカード、保険証等の特定個人番号利用事務とかそういうのが発生した場合に、行政がそれを取り込んだり、また、医療機関へこれ送付したり、いろんなことができるのかなという、税務関係でもできるのかな。いろんなことを想像してしまうんですけども、うちの、マイナンバーカードというのは、取得については任意の制度ですから、国民が全員これを、マイナンバーカードを作らなきゃいけないというものではないんですが、ここに保険証を組みづけることにしても、政府はすごく 1 2 月で保険証廃止するなどと言っておられますが、豊郷町の現状として、マイナンバーカードの取得率って、町民の皆さん、どのくらいまでいっているんでしょうか。また、保険証についてもマイナンバーに組みづけした人はどのくらいいらっしゃるのか。そのことを教えてください。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

マイナンバーカード取得の是非については、ここで論じるものではないということで思いますので、答弁は差し控えさせていただきます。また、町内でのマイナンバーカード取得率等につきましては、マイナンバーカードが大体 70 % 程度でございますが、また、明日の一般質問等でもご質問をいただいておりますので、詳しくはそのときにお答えをさせていただきますので、お聞きいただければと思います。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第54号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 はい。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第54号に対しまして、反対討論を行います。

先ほど課長の方から、マイナンバーカードと保険証の問題などは、ここでの問題ではないみたいなことをおっしゃいましたけれども、今の政府はこのマイナンバーカードに保険証を組みつけする、こういったことのために保険証を、豊郷でも国民健康保険証を12月でもう廃止せえと。こういったことを地方自治体にも押しつけてきています。しかし、このマイナンバーカード、非常に、先ほど課長がおっしゃったように、カード取得した人は7割ちょっとだという話ですが、このマイナンバーカードを紛失したときのリスクというのが非常に大きいんですよね。それは保険証がついてたら必ず病院も行かなきゃ、それ持っていかなきゃいけないわけですし、これが紛失したときのストーキング被害やなりすまし被害、こういったことを本人が気づくまでに時間が過ぎていたら、もう大変なことがやっぱり起こるんです。だから、やっぱりこういう国の姿勢に対して、やはりもう私は、条例は、町としては、国から来たものは全部対応しなきゃいけないというのも分からなくはありませんが、でも、これから高齢者の皆さんが、確認番号もじき忘れる。持ち歩いてどこで落としたか分からない。こういったことが起きる懸念は大きくあります。こういったことで、この条例改正は、国に対しても時期尚早、もっと国民の理解を得るまで時間を持ってやっていくというのが本来当たり前の行政の姿ですので、当町におきまして、こういう条例改正には反対といたします。

以上です。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第54号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関

する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第５４号は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議第５５号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第５５号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、令和６年３月３０日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律が４月１日から施行、公益信託に関する法律が令和６年５月２２日に公布されたことに伴い、豊郷町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、公益信託の見直しに伴う寄附金税額控除の対象の追加に伴う所要の改正でございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

村岸議長 １２番、今村恵美子議員。

今村議員 議第５５号豊郷町税条例の一部を改正する条例案につきまして、先ほど町長から提案説明がありましたが、公益信託というのは、豊郷町におきましては、どういうものがあるのか。寄附金を支出した場合に、同項により控除すべき当該納税義務者、これは徴税に関することなので、町内で、この公益信託に当たる町税の対象になるその団体、また、こういったところがあるのか。説明をしていただきたいと思います。お願いします。

税務課長 議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

今回のこの公益信託に関する法律につきましての対象というのは、信託銀行というのがありまして、そちらの方を、まず言うと三大信託というのが、三井住友とか、株式会社ＳＭＢＣ信託銀行、また、三菱ＵＦＪ信託銀行等がございまして、この中でも、団体というか、ここの銀行がこの寄附者に対して、寄附者が希望する事業を行っているということで、例といたしまして、三井モーリシャス自然環境回復保全国際協力基金とか、経団連自然保護基金とかという社会貢献に向けた活動をされているものに対する寄附金でございます。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員、再質疑。

今村議員 ということは、町内の銀行や農協、信用組合というのはもう、これでいくと全然対象にはならない。ほかに町内でそういった団体というのもないということ
で理解したらいいんですか。ちょっとその点だけ教えてください。

税務課長 議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

今、おっしゃった地方銀行等につきましては対象となっておらず、本当に大きい都市銀といわれるところが信託銀行の認可を受けている銀行でございます。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第55号の豊郷町税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第55号を総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第13、議第56号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第56号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

今村議員 議第56号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ですね。この前の全協で、豊郷の場合は、3,000人以下の町なんですけど、その中で、3職種の人数、規定としては、3,000人から6,000人と同じで、保健師2、社会福祉士等のあと支援員ですか、これは同じ基準なんですか。それとも、3,000人以下、その必要職種の人は減る、少ないんですか。その辺をちょっと最後教えてください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

3,000人以上でありましても、当町の2,000人以上でございまして、3職種は変わりません、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員となっております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第56号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第56号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第57号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第57号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員　はい、１２番。

村岸議長　１２番、今村恵美子議員。

今村議員　議第５７号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ですが、新旧対照表で聞きたいんですけども、新しい１５条、指定介護予防支援の業務の委託ということで、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法２の規定により、一部を委託することができるというのがあるんですが、これ包括支援センターから、私も６５歳以上の高齢者なので、そういう予防介護の何かパンフレットみたいなのも頂いたんですが、町内で、指定介護予防支援事業者となるためには、今現状あるところの事業所の説明と、これになるための条件はどういうものなのか、教えていただけますか。

医療保険課長　議長。

村岸議長　小西医療保険課長。

医療保険課長　今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

指定介護予防支援の委託につきましては、現状行っておりません。

以上でございます。

村岸議長　ほかに質疑ありますか。

今村議員　はい、１２番。

村岸議長　１２番、今村恵美子議員、再質疑。

今村議員　今課長の方から、この業務の委託はしていないということでおっしゃっておられたので、業務の委託というのは、介護予防支援のどういう中身で委託をするんでしょうか。私はてっきり元気力アップとかいろんなあんな、やっているのもみんなこの委託事業なんだと思ったんですが、何もしていませんというおっしゃり方だったので、これに対象となる事業はどういうことで、どういう事業所ができるんでしょうか。そこを教えてください。

村岸議長　小西医療保険課長、どうですか、いけますか。

医療保険課長　はい。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

条件につきましては、本条例の第15条に、指定介護予防支援の業務の委託の内容について書かれておりますので、そちらについてでございます。

以上でございます。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第57号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第57号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分といたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時25分 再開)

村岸議長 再開いたします。

日程第15、議第58号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から日程第19、議第62号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第58号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から議第62号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第58号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,854万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を59億4,339万1,000円と

するものであります。

歳入では、地方特例交付金 3,137 万 3,000 円、地方交付税 1 億 3,773 万 2,000 円、分担金及び負担金 111 万 2,000 円、国庫支出金 1,847 万 2,000 円、県支出金、1,267 万円、財産収入 17 万 6,000 円、寄附金 600 万円、繰入金 2,801 万 1,000 円、繰越金 2 億 9,183 万 8,000 円、諸収入 248 万 6,000 円、町債 1,897 万 8,000 円を追加し、町税 3,030 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、歳出では総務費 2 億 1,818 万円、民生費 3,806 万 8,000 円、衛生費 73 万 4,000 円、農林水産業費 3,929 万円、商工費 44 万 5,000 円、土木費 9,946 万 9,000 円、教育費 8,611 万 8,000 円、公債費 3,623 万 9,000 円を追加するものであります。債務負担行為の補正は第 2 表の、地方債の補正は第 3 表のとおりであります。

次に、議第 59 号令和 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,396 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 9 億 1,177 万 2,000 円とするものでございます。歳入では財産収入 4,000 円、繰越金 321 万 6,000 円、諸収入 1,074 万 3,000 円を追加するものであります。次に、歳出では基金積立金 263 万 1,000 円、諸支出金 1,133 万 2,000 円を追加するものであります。債務負担行為の補正は第 2 表のとおりであります。

次に、議第 60 号令和 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,152 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7 億 709 万 4,000 円とするものでございます。歳入では支払い基金交付金 226 万 4,000 円、財産収入 2 万円、繰越金 924 万円を追加するものであります。次に、歳出では基金積立金 384 万 4,000 円、諸支出金 768 万円を追加するものであります。

次に、議第 61 号令和 6 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。第 23 款資本的収入の既決の予定額から 100 万 7,000 円を減額し、総計を 5,943 万 6,000 円とするものでございます。

最後に、議第 62 号令和 6 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。第 41 款下水道事業収益の既決の予定額に 780 万円を増額し、3 億 5,358 万 2,000 円とし、第 61 款資本的収入の既決の予定

額から780万円を減額し、総計を6,762万6,000円とするものでございます。また、企業債の限度額を3,180万円から2,400万円に改めるものであります。

以上、議第58号から議第62号までを一括して説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑は、これはまた後で委員会付託等がありますので、簡明に質疑のほどをよろしく願いいたします。質疑ありませんか。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 12番、今村恵美子議員。

今村議員 まず、議第58号令和6年度一般会計補正予算（第3号）で、最初、7ページですね。7ページの起債の変更ということで、公共施設等適正管理推進事業債、これが限度額の補正、増額補正がされていますが、増額になった理由を説明してください。

それから、次は10ページです。10ページの歳入の方で、款10地方交付税、今回増額補正ということで、普通交付税というので書かれているんですが、これで、令和6年度は確定なんでしょうか。まだ入ってくる見込みがあるんでしょうか。ここのところを増額した分で幾らになるのかと、これで確定なのかまだありますというのか、その辺をちょっと教えてください。

続いて11ページは、款14国庫支出金の目1の民生費国庫負担金で、児童福祉費負担金ということで、子供のための教育保育給付費国庫負担金というのが、1,140万2,000円上がっているんですが、この内訳を、予算の内訳を教えてください。

これに付随するところが12ページの民生費県補助金もありますし、上の負担割合があるということで、その下の教育費県補助金のスクールサポートスタッフ配置支援事業補助金、これはどういう事業なんでしょうか。事業の説明をお願いします。また、その下の運動部活動指導員配置促進事業補助金についても、この運動部の部活の活動補助金のどういう使い方をなさるのか説明してください。

そして、13ページは、款18繰入金で、目1の財政調整基金繰入金を減額修正しておられます。半期ぐらいたってきたので減額もあり得るかなと思うんですが、この減額はどういう見込みの減額なのか説明してください。

その下14ページで、同じ繰入金の目50で、減債基金繰入金、この減債基金繰入金で、3,623万9,000円の今回繰入れをされるんですけれども、これ

はどういうことでこういう繰入れがされるのか説明してください。

そして、次は17ページ。17ページ歳出のところで、これも目12の財政調整基金、ここで補正が2億1,592万、今回、積立金ということで増額補正をされておりますが、補正に至るこの積立金の原資は何なんだろうということで、説明してください。

そして、18ページ、項2の児童福祉費の目1児童福祉総務費で、18番負担金補助金及び交付金のところで、宿舍借り上げ支援事業補助金、保育環境改善等事業補助金、保育士等奨学金返還支援事業費補助金。その下に物価高騰対策支援金93万7,000円。それぞれについて、内訳を、人数なり対象なり、概要だけ教えてください。

20ページの款8土木費、項2道路橋梁費の中で、目2の道路橋梁費、今回、工事請負費が、6,599万8,000円とあります。4つ、この説明がありますが、概要、場所等説明してください。

次は22ページの歳出の款11公債費、目1の元金。ここで、今回、繰上償還元金ということで補正が、増額補正が上がっておりますが、対象の繰上償還元金というのは、何年度、何なのか。今年度、この繰上償還というのは、まだ、今年度はどのくらいしようと想定しておられるのか。財政の中で、出てくると思うんですけども、当初の1億7,043万6,000円から今度2億円の繰上償還をなさるんですが、プラス増額で。見通しだけ聞かせてください。

続きまして、議第59号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、6ページ、歳入の方では、款7諸収入、目2の返納金、返納金が503万4,000円の増額ですよ。1だけ口を開けてた、その理由ね。返納金が生じた理由。また、保険給付費等返還金、保険給付費等返還金544万、これについても、内訳を説明していただきたいと思います。

そして、歳出の方で、関連すると思うんですけど、款6諸支出金で、目2の保険給付費等交付金償還金、県支出金返還金、この1,133万2,000円の内訳、いつの償還になるのか、説明してください。

続きまして、議第60号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）におきましては、5ページにあります、5ページの歳入の款4支払基金交付金のところで目1介護給付費交付金、過年度分226万4,000円。介護給付費交付金ということで、この過年度分ですが、これはいつのことなんでしょう。過年度分は何年分の、幾らか。ほかに重複して年度をまたいでいるのか、理由を説明してください。

そして、6ページに、歳出の方で、款5諸支出金、ここでも目2で償還金とあ

ります。ここに717万1,000円。県支出金返還金、国庫支出金返還金、診療報酬支払基金介護給付費交付金返還金と、返還金が、説明載っていますが、これも、何年の返還金、また、返還金に至った理由、こういったのを説明してください。

次が、議第61号の令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和6年度事業会計補正予算計画説明書、資本金収入、2ページね。2ページのところで出資金ということで、南部配水管布設替詳細設計100万7,000円が出資金の中で減額補正になりましたが、この南部配水管布設替詳細設計というのは、どういうものなのか。また、この補正で設計費が落ちたみたいですが、どういう工事なのか。入札の状況も教えてください。

そして、議第62号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、これは、7ページ。7ページに、令和6年度豊郷町下水道事業会計予算予定貸借対照表、その中の負債の部。負債の部で、固定負債の企業債、建設改良等企業債が、企業債合計9億3,820万2,000円。また、その下の流動負債、企業債が1億3,425万5,000円、未払費2,158万5,000円、その他の流動負債2,594万というのが、流動負債の合計が1億8,178万という形で、負債の部で上がっているんですが、負債の部で、企業債、流動負債、こういうのを合わせると10億超すんですけれども、これが、企業会計としては赤字は生じていないわけですが、資産の部で、これを吸収されているのは何なのか。その辺を説明していただけないでしょうか。

以上、お願いします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。たくさんいただきましたので、もし、抜けているようでしたら、また再質疑で聞いていただければと思います。

まず、1点目、7ページの起債の変更につきましては、これは事業費の変更によるものでございます。

続きまして、10ページの款10の地方交付税ですけれども、これは本算定が終わりましたので確定です。今年度につきましては、12億9,373万2,000円。12億9,373万2,000円になります。

続きまして、13ページの繰入金の財調のところですが、これにつきま

しては、財源調整によるものです。

また、この下の 14 ページの減債基金繰入金につきましては、歳出の方でご質疑をいただいております繰上償還の関係の財源として充当するものでございます。

それから歳出に行きまして、17 ページ、款 2 総務費の 12 財政調整基金費の積立金 2 億 1,592 万円ですけれども、これにつきましては、昨年度の決算が出ましたので、その繰越しの 2 分の 1 と、もう少し余剰が出ましたので、その分を積み立てるものでございます。

そして、最後に 22 ページの公債費、款 11 公債費のところでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました臨時財政対策債の繰上償還ということで、令和 3 年度に起債しましたものについて据置期間が終了しますので、繰上償還をさせていただこうというものです。

また、先ほど議員が 2 億が繰上償還というようなご発言もございましたが、繰上償還につきましては、今のところこの 3,600 万ほどを考えておるところで、それ以外の部分につきましては、2 億というものは、通常の償還分も含んでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。その他の繰上げにつきましては、また、財政運営を続けていきまして、年度末に向かって様子が分かればまた、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

私の方からは議第 58 号の一般会計補正ですけれども、11 ページと 12 ページにわたりまして、子供のための教育保育給付費国庫負担と県費負担の内訳についてですが、こちらにつきましては、歳出の 18 ページの款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 2 児童措置費の 18 負補交の 2,020 万 8,400 円のそれぞれの国庫負担率と県費の負担率に伴うものでございます。ちなみに国庫負担率につきましては、2 分の 1 と 3 歳以上についてにつきましては、2 分の 1、3 歳未満児につきましては、国の方が 58.16% の負担となっておりますので、それぞれの負担率に応じた国費と県費、県費につきましては 2 分の 1 というふうになっております。

続いて、12 ページのスクールサポートスタッフにつきましては、こちら当初予算の方でも計上の方はしておりますが、今、豊郷小学校と豊日中学校に校務支援員というのをそれぞれ 1 名置いておりまして、授業のお手伝いであつたりと

か、用務員的なこともやっていただいているんですけれども、その方に対する国費の方で内示額が増えましたので、49万4,000円増額の補正の方をしております。運動部活動指導員の配置促進事業費補助金につきましては、こちらにつきましては、部活動の地域移行分で、今、豊日中学校の方で部活動の地域移行の方やっておりますが、その県費の方の内示の方をいただきましたので、今回増額の方、補正の方をしております。

続いて、歳出18ページの目1児童福祉総務費の負補交のそれぞれの内容ということでございますが、まず、宿舍借り上げにつきましては、こちらは今、当初予算で5万5,000円を上限に、対象者3名の方を計上しておりましたが、保育士確保の枠の拡大ということで、補助率の方を1万円引き上げて6万5,000円、対象者数を1名増額した分で、事業費の方を追加の補正の方をしております。保育環境改善等事業補助金につきましては、こちらの崇徳保育園さんの使用済みのおむつの方を今まで持ち帰っていただいておりますが、今現在自園処理の方をしておいていただいておりますので、それに伴う費用増加分として、1人300円の3歳未満児については、通年分として27名分、3歳児につきましては、大体おむつが取れるのが4か月ということで、15名分4か月のそれぞれ300円を補正の方をしております。保育士等奨学金返還支援事業費補助金につきましては、保育士の奨学金の枠の拡大ということで、これまで12万円であったものを24万円まで枠の拡大を行いまして、さらに補助率の方が2分の1の方をやっておりましたけれども、今年度からは4分の3に拡大をするのと、こちらの予算の方には反映はされておきませんが、過去3年、これまでは3年間、補助の方をするというのを5年に延長しておきまして、その追加の分の補正の36万円を計上しております。あと、物価高騰対策支援金につきましては、給食、物価高騰、食料品の価格が高騰しておりますので、給食費副食費の値上げを行わず保育を提供されている保育園、町内限定にはなりますが、崇徳さんに対して、支援金の方を支給する予定をしております。こちらにつきましては、県の方の補助がありますので、その県の補助金として1人当たり1,062円掛ける57名分で1年間分と、副食費を免除される方もおられますので、こちらにつきましては300円、他の補助金、県費の補助金の方がありますので、762円を23名分で12か月分の補正の方を計上しております。

以上です。

地域整備課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、私の方から、20ページの款8土木費、目2道路橋梁費、節14工

事費の場所ということですので、順次説明していきます。字要望道路整備事業です。八目の里道と高野瀬の里道を予定しております。

次に、町道路整備事業です。豊郷停車場豊小線道路改良工事、第1工区として、西山繊維さんの前の道路の側溝の暗渠化、次に、石畑雨降野線道路改良工事、これは雨降野の宝来鉄工所から近江園芸側へ向かっての道路改良です。

次に、旧八号線2舗装工事で、豊会館から浦部石材の方へ向かっての舗装の打ち替えを予定しております。

次に、旧八号線3道路改良工事、これは日栄郵便局前の側溝を、県道敷でその前の方が下がってくれた分の県の工事の後の続きの道路側溝を町でやるということでございます。

次に、雨降野舗装工事で、円城寺の境のところに5件ほどの分譲地があるんですけれども、その舗装が陥没しておりまして、今回、道路の寄附をいただきましたので、その舗装工事を行います。

次に、旧八号線1横断水路改修工事で、四十九院のちょうど、何て言ったらいいですか、古川機工商会の前の水路が大分傷んでおりますので、その工事でございます。

次に、交通安全施設整備事業費としまして、外測線が大分消えておりますので、その分、外測線を3.5キロ引くということで増額しております。

次に、公共施設等適正管理事業費としまして、これは舗装の点検をした後に悪いところの舗装をやりかえるのに補助がつく舗装工事なんですけれども、今回予定したところがあったんですけれども、来年度に鉄塔のやり替えがありまして、一部その舗装を通るということが分かりましたので、舗装の場所をちょっと変えました。6年度の予定としては、沢下枝線、天稚彦神社の西側のところ、高野瀬団地連絡線、防災倉庫付近、法養寺線に場所を変えております。計画内容の舗装幅が平均値を取って申請していたので、実際工事するところは6.4メートルから6.5メートル、実際するところはちょっと広いところですので、その分、面積が662.5平米増えていますので、その分の工事費の増加となっております。

以上です。

医療保険課長

議長。

村岸議長

小西医療保険課長。

医療保険課長

今村議員のご質疑にお答えいたします。

第59号国民健康保険特別会計でございます。6ページ、款諸収入、項2雑入、返納金でございます。530万3,000円につきましては、遡及して資格喪失

をされました医療費 7 割分を加入されていた保険者より返還いただくものとして計上しております。

続きまして、保険給付費等の返還金で 5 4 4 万円でございます。こちらにつきましては、令和 6 年 2 月診療費につきましては、概算による支払いをしておりますので、精算により返還をいただくものでございます。

引き続きまして、款 6 諸支出金の県支出金返還金でございます。先ほど申し上げました普通交付金の返還金 5 4 4 万円、ならびに資格喪失後の保険者の調整に伴います返還されてきたもの、令和 6 年度に歳入されるもの 5 3 0 万 3, 0 0 0 円、ならびに、先ほど申し上げました 2 月診療分の精算による返還の分 5 4 4 万円。また、普通交付金の償還金としまして、令和 4 年度に収入しているものにつきまして、返還させていただきます。また、令和 5 年度返還金として収入させていただきました分につきまして、交付金、療養給付費の負担金として収入しているものを返還させていただきます。ならびに、令和 5 年度特別調整交付金として実績に伴います返還分、4 9 万 5, 0 0 0 円を上げております。いずれにいたしましても、県の方に支出の方をさせていただきます。

引き続きまして、議第 6 0 号介護保険特別会計でございます。5 ページ、支払い基金の交付金、介護給付費交付金過年度分につきましては、令和 5 年度の給付に伴います実績に伴います歳入でございます。6 ページ、諸支出金、2 2 償還金利子及び割引料 7 1 7 万 1, 0 0 0 円でございます。県支出金返還金 5 1 1 万 6, 0 0 0 円につきまして、ならびに、国庫支出金返還金 1 5 0 万 4, 0 0 0 円、診療報酬支払基金介護給付費交付金返還金 5 5 万 1, 0 0 0 円。いずれにいたしましても、令和 5 年度の実績に伴います返還金でございます。

以上でございます。

上下水道課長 議長。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 すいません、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方は第 6 1 号令和 6 年度豊郷町水道事業会計補正予算の方でございます。先ほどお話がありました、2 ページ目の 1 0 0 万 7, 0 0 0 円のところの南部配水管布設替詳細設計という工事の概要なんですが、中学校の隣、新幹線側の方に南部浄水場があるのですが、そちらの配水管を耐震管の補強をするために、工事を、設計を組むものでございます。そちらの入口辺りから近江鉄道を越えまして、豊郷川を越えた辺りまでのところに耐震補強をする設計を現在組んでおります。

続きまして、第 6 2 号令和 6 年度下水道事業会計補正予算（第 2 号）のご質疑です。こちらの方の 7 ページ、先ほどの負債の部というところで、ご指摘があり

ましたとおり、企業債のところの建設改良工業債というところで今回780万のところを前回の予算より減っております。こちらの受けているところなんです、こちらにつきましては、入りのところは、6ページの現金の方のところで調整をしているところでございます。この工事の内容につきましては、雨水管理総合計画ならび浸水想定区域図の作成に伴うものでございます。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第58号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を予算決算常任委員会に、議第59号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第61号令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）、議第62号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第58号を予算決算常任委員会に、議第59号、議第60号を文教民生常任委員会に、議第61号、議第62号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第20、議第63号令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第25、議第68号令和5年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第63号令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第68号令和5年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括してご説明申し上げます。令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定を求めることについては、別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定及び地方公営企業法第30条第4

項の規定により議会の認定を求めるものであります。各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております令和５年度決算概要ならびに令和５年度主要施策の概要により説明にかえさせていただきます。この後、担当課長から補足説明をいたします。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

会計管理者 議長。

村岸議長 馬場会計管理者。

会計管理者 ただいま町長から提案説明のごさいました議第６３号から議第６６号までの各議案につきまして、地方自治法第２３３条第１項及び同法施行令第１６６条ならびに同法施行規則第１６条及び第１６条の２の規定により調製をいたしましたので、その決算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議第６３号令和５年度豊郷町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の９ページをご覧ください。令和５年度一般会計における歳入合計額は６０億２，２４８万５，８２６円となりました。次に、１２ページをご覧ください。歳出合計額は５６億６，８５８万５，１７４円となり、歳入歳出差引き残額は、３億５，３９０万６５２円となりました。

次に、１７１ページをご覧ください。１７１ページには実質収支に関するものがございます。先ほどの歳入歳出総額、また、差引き総額が記載されております。このうち翌年度に繰り越すべき財源２，２０６万２，０００円を差し引きますと、実質収支額は３億３，１８３万８，６５２円の黒字となります。

次に、前年度と比較して大きく変動のあったものや特色ある事業について、歳入歳出決算事項別明細書をもとに説明をさせていただきます。ページが前後することもございますことをあらかじめご了承ください。

１５ページをご覧ください。款１町税でございます。令和５年度の町税調定総額は１０億３，１４６万２，１３４円で、収入済額は１０億１，０４５万３，２３８円。不納欠損額は１０５万８，２６６円。収入未済額は１，９９５万６３０円となりました。収入済額は昨年に比べて１．５％増額しております。

次に、１７ページをご覧ください。款５株式等譲渡所得割交付金、項１株式等譲渡所得割交付金におきましては、５４５万６，０００円の交付があり、昨年度より２１７万７，０００円の増額。前年比６６．４％の増となっております。こちらにつきましては、長期で株式を保有している方の民間投資が増加したためです。

次に、２１ページをご覧ください。款１２分担金及び負担金、項２負担金、目２土木費負担金、節１道路橋梁費負担金につきましては、７９．３％の増となって

おります。こちらにつきましては、令和３年度、４年度同様、歌詰橋整備工事にかかる愛荘町負担金分による増でございます。

５１ページをご覧ください。款２１町債につきましては、令和４年度では一旦町債の発行は減少したのですが、令和５年度には豊郷小学校旧校舎群保存及び周辺整備工事事業に係る地方活性化事業債の発行が１億５,１００万円。歌詰橋整備工事、また、道路整備工事に係る緊急自然災害防止対策事業債の発行が、１億３９０万円などにより、昨年度より１億５,４６３万９,０００円、率にして８０.１％の増となりました。

次に、歳出についてご説明させていただきます。７０ページをご覧ください。款２総務費、項１総務管理費、目１６旧校舎管理費、節１４工事請負費では豊郷小学校旧校舎群に係る防水工事、外壁の洗浄、廊下の補修等や旧校舎群と本庁を内線でつなぐなどの整備工事を行いました。

１１９ページをご覧ください。款６農林水産業費、項１農業総務費、目３農業振興費、節１８負担金、補助金及び交付金では、令和４年度からの繰越し事業であります担い手確保・経営強化支援事業補助金を３経営体に補助しました。

１２４ページをご覧ください。款７商工費、項１商工費、目１商工振興費、節１２委託料では、電気、ガス、食料品等価格高騰支援として、各世帯に２万円の商品券の配布を実施いたしました。

１２９ページをご覧ください。款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路橋梁費、節１４工事請負費では、令和４年度から着手しました歌詰橋の本体工事が完了いたしました。

１５６ページをご覧ください。款１０教育費、項３中学校費、目３学校整備費、節１４工事請負費では、体育館の照明を水銀灯からＬＥＤ照明への改修と空調設備改修を行いました。令和３年から３か年かけて、町内の小中学校の体育館は全て水銀灯からＬＥＤ照明となりました。

１７０ページをご覧ください。款１１公債費につきましては、昨年より３９.１％増となっております。学校教育施設等整備事業債の繰上償還金の返済を行ったためです。

なお、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は、１５ページから５３ページに、また、歳出につきましても、５５ページから１７０ページにわたり、款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。さらに、決算書の１７２ページには公有財産の土地及び建物の令和５年度中の増減を、１７３ページには物件と出資に係る権利状況を、１７４ページには基金の年度末現在高を、１７５ページには１００万円以上の重要物品をそれぞれ記載

しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第64号令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

182ページをご覧ください。令和5年度国民健康保険事業における歳入合計額は8億7,485万9,198円となりました。次に、184ページをご覧ください。歳出合計額は8億7,164万2,410円となり、歳入歳出差引き残額は、321万6,788円となり、205ページの実質収支と同額となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。181ページにお戻りください。歳入の主なものとしたしましては、款1国民健康保険税が1億2,266万7,473円。款3県支出金が6億3,542万5,369円となっており、歳入全体の86.6%を占めております。

また、歳出における主なものとしたしましては、183ページ、款2保険給付費が6億1,906万4,960円。款3国民健康保険事業費納付金が2億988万2,220円となり、歳出全体の93.8%を占めています。国民健康保険の加入世帯につきましては、999世帯で、昨年より40世帯減少しております。被保険者につきましても、1,607名と昨年より104名減少しております。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は187ページから193ページに、また、歳出につきましても195ページから203ページに款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。さらに、決算書の206ページには財産に関する調書をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第65号令和5年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

212ページをご覧ください。令和5年度介護保険事業における歳入合計額は7億1,284万3,813円となりました。次に、214ページをご覧ください。歳出合計額は7億351万6,338円となり、歳入歳出差引き残額は、932万7,475円となり、241ページの実質収支額と同額となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。211ページにお戻りください。歳入の主なものとしたしましては、款1介護保険料が1億4,570万8,180円、款3国庫支出金が1億3,555万6,909円、款4支払基金交付金が1億6,574万5,000円となっております。

次に、213ページをご覧ください。歳出における主なものといたしましては、款2保険給付費が6億1,851万6,327円となっております。そのうち居宅介護系サービス給付費が3億7,634万5,096円、施設介護系サービス給付費が2億4,133万2,665円となっております。介護保険第1号被保険者は2,006名で、そのうち要介護・要支援認定者は409名、認定率は20.4%とほぼ横ばいとなっております。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は217ページから223ページ、また、歳出につきましても225ページから240ページにわたり順に列記しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。さらに、決算書の242ページには財産に関する調書をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第66号令和5年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

247ページをご覧ください。令和5年度後期高齢者医療事業における歳入合計は、8,227万5,922円となりました。次に、248ページをご覧ください。歳出合計額は同額の8,227万5,922円となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。先ほどの247ページにお戻りください。歳入の主なものといたしましては、款1後期高齢者医療保険料が5,618万2,927円となっております。歳出における主なものといたしましては、248ページをご覧ください。款2後期高齢者医療広域連合納付金が7,501万1,880円となっております。被保険者から納付された保険料を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものでございます。後期高齢者医療保険の被保険者数は956名で、昨年より43名増加しております。保険給付や保険料の決定などは、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町においては保険料徴収を行っておりますが、徴収率は99.72%でございました。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は251ページから253ページ、歳出につきましても255ページから256ページに款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、議第63号から議第66号までの4議案につきましても決算概要を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上下水道課長 議長。

村岸議長 続いて、中山上下水道課長。

上下水道課長 私の方からは、議第67号令和5年度豊郷町水道事業会計決算認定について

ご説明いたします。この決算は地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものです。

それでは、水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。1ページ目をお願いします。経理状況は、水道事業収益4億9,236万1,283円に対し、費用は4億9,178万2,039円となり、2ページ目、資本的収支につきましては、収入額1億4,053万2,480円、支出額2億2,988万6,223円で、不足する額8,935万3,743円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額743万51円、当年度損益勘定留保資金6,516万6,007円、引継ぎ金1,675万7,685円で補填しました。

事業収益では、前年度と比較しますと2,580万2,219円の増、事業費用としましては、前年度と比較しますと3,116万2,711円の増となりました。これは特別損益として受贈財産の資産整理、過年度分の収益額を修正したためです。資本的収入では、前年度と比較しますと6,975万6,049円の増、資本的支出については、前年度と比較し、9,600万2,444円の増となりました。これは北部浄水場自家発電装置更新工事、北部配水管布設工事などの実施に伴い、企業債として水道事業債の借入れをしたため、収入の増、本工事などの実施により支出の増によるものです。

3ページをお願いします。損益計算書では、当年度純損失687万5,716円となりました。

6ページ、7ページをお願いします。貸借対照表では、水道事業の総資産額は18億3,478万8,293円。負債合計16億5,646万7,735円で、資本合計は1億7,832万588円となり、負債資本合計は18億3,478万8,293円となります。

14ページ、令和5年度水道事業会計の経営状況は、一般用、営業用、官公庁用など合わせて給水人口6,606人、給水戸数2,503戸、総配水量は78万7,935立米の給水を行いました。令和4年度と比較しますと、給水人口は12人の減、給水戸数は22戸の増、総配水量は2万101立米の減、有収水量は5.04%の減となりました。

17ページ、18ページ、建設改良費水道改良工事の概況は一覧のとおりでございます。

20ページをお願いします。企業債の概況としましては、令和4年度末で9億4,350万2,226円となっておりましたが、令和5年度において9,860万2,323円を償還し、新たに6,130万を借り入れた結果、令和5年度末残高は9億619万9,903円となりました。

続きまして、議第68号令和5年度豊郷町下水道事業会計決算についてご説明いたします。こちら豊郷町下水道事業会計も、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定をお願いするものです。

それでは、下水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。1ページ、下水道事業収益4億9,338万8,400円に対し、費用は4億344万7,415円となり、2ページ、資本的収支では、収入額5,880万6,599円、支出額1億8,119万5,609円で、不足額1億2,238万9,010円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額116万2,751円、当年度損益勘定留保資金1,090万1,976円、利益余剰金8,321万4,257円、引継ぎ金2,711万26円で補填をしました。

事業収益は、前年度と比較しますと1億7,340万3,183円の増となり、事業費用では前年度と比較しますと1億358万1,661円の増となりました。これは特別損益として受贈財産の資産整理、過年度分の収益額を修正したためです。

3ページ目、損益計算書では、当年度純利益8,321万4,257円となりました。

6ページ、貸借対照表では、下水道事業の総資産額は47億6,424万5,195円、負債合計39億3,482万1,397円で、資本合計は8億2,942万3,798円となり、負債資本合計47億6,424万5,195円となりました。

17ページ、令和5年度下水道事業会計の経営状況は、処理区域内人口7,138人に対し、水洗化人口6,747人、水洗化率94.52%、処理水量は101万6,578立米となり、令和4年度と比較しますと水洗化人口は28人増加し、水洗化率は0.88%増加しました。処理水量は3,713立米の増となり、処理水量と有収水量の差、不明水は16万7,183立米となります。

18ページ、21ページ、企業債の概況は、令和4年度末におきまして、13億185万3,317円となっておりましたが、令和5年度に1億4,420万9,460円を償還し、新たに2,050万は借り入れた結果、令和5年度末残額は11億7,814万3,857円となりました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

村岸議長 次に、監査委員の審査報告を求めます。

監査委員 議長。

村岸議長 前田広幸君。

監査委員 監査報告をいたします。

町長より提出されました令和５年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじめ、３特別会計決算書、公営企業会計決算書の各事業会計決算書ならびに決算附属書類、各基金の運用状況報告書について、本年８月６日から８月８日までの３日間にわたり、各担当課に説明を求め、監査を実施いたしました。

監査では、各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか。財政運営は健全化、財産の管理はどうか。予算が適正かつ効率的に執行されているか。また、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加えて、監査調書に基づき、債権管理、委託業務、補助金、起債、基金の管理状況など、重点的に審査し、その結果、審査に付された各会計はともに関係法令に準拠して作成されており、決算計数は会計諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められましたので、ご報告いたします。

なお、各決算内容については、審査意見書の記載をご覧いただきたいと思います。今回の決算を踏まえ、本町の財政状況は依然として厳しい状況にあります。このことから、予算計上した事業の内容や目的について、十分に理解を深めるとともに、住民への説明責任をしっかりと果たしながら、必要に応じた計画の変更や、報告の徹底など、業務改善と責任ある事業執行を行い、健全な財政運営の確立に向け、厳しい状況を改めて正しく再認識した上で、合理化と経費の削減に努め、より一層の公平公正な調書及び条例等に基づく適正な実務実施に努められたい。

最後になりますが、第５次豊郷町総合計画に係る中間公表が公表されています。こうした結果を踏まえ、住民の期待に応える行政サービスが推進されることを強く求め、令和５年度会計決算における監査報告といたします。

村岸議長 ご苦労さまでした。

これより、審査意見について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 次に、各会計の歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

河合議員 議長。

村岸議長 １１番、河合議員。

河合議員 それでは、令和５年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書について、１項目だけちょっとお尋ねいたします。ページ６６の歳出の目１０地域づくり推進事業費、そこで、役務費、役務費の手数料で、私、これ相当な桁違いで１００万と思ったら、２億９，７１９万２，７５１円でございます。これ、ざっくりと手数料と書い

であるけれども、もうこれ決算ですので、この金額に対して中身の明細をしっかりと出してほしい。今ここで無理だったら、予算決算に付託されるので、その席で、何に何を出したのか、それをお示しを願いたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、河合議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

66ページ、地域づくり推進事業費の役務費、手数料二億九千七百幾らにつきましては、ふるさと納税に関する手数料でございます。詳細につきましては、今、概略を申し上げておきますと、そのうち、返礼品、ふるさと納税に対する返礼品として、1億227万3,770円、それから中間業者に対しまして支払っております手数料が1億4,000万程度、それから各支払いサイトに支払っておりますのが、残り5,000万程度ということですので、また、詳細につきましては、予算決算委員会の方でお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

河合議員 議長。

村岸議長 河合議員、再質問。

河合議員 今、課長の説明よく分かりましたので、詳細明細はしっかりと。

私、何年か前にも、この制度が、ふるさと納税について、ちょっと私、何年か前にも、いろんな項目ありました。米、肉とかね。ああいうような資料を頂きました。そういうようなものをちょっと提出願いたいと思います。

それと、40ページの総務費の給付金の中でのふるさと応援給付金、これが42億2,000万。42億2,200万か、なっていますよね。これからこれを差し引くと、残にしたら1億2,500万ほど。これが実質の利益でしょう。そうでしょう。住民さんはこれを単なる4億2,000万というかね。豊郷町4億2,000万あったかなというような変な誤解をするか分かんないので、やっぱり出たものは出たものではっきりとお示しをして、残ったのが1億2,500万やと、そういうふうな発想をしてもらわんと、何か豊郷町、いかにもお金があるみたいで、やっぱり要るものは、出たものは出たものではっきりとお示しするということをちょっと、我々にもこの手数料のは何の意味かも分からないから、金額的にね。何に対してどれが出たのかということを一遍、商品ごとにああいうふうな資料を提出をお願いしたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、河合議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり寄附額から手数料引いた分が、簡単に言いますと町に入ってくる黒字の部分ということで、議員のご理解、そのとおりでございます。また、ご依頼のありました明細につきまして、商品ごとということでもございましたけれども、いろいろ商取引に関して秘密にせなあかん部分とかもありますので、出せる範囲でちょっと出させていたいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

村岸議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい、１２番。

村岸議長 １２番、今村恵美子議員。

今村議員 私は、議第６３号令和５年度豊郷町一般会計歳入歳出決算と、議第６５号令和５年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算のところで、２点だけ質問させていただきます。

一般会計の方は６０ページです。６０ページの歳出の目の２の文書広報費、ここで、１２番委託料で、需用費も兼ねて、町広報の問題なんです。以前に、個人に配付、郵送で配付していた町広報は廃止して、スマホの電子回覧板みたいなのを作られるというのは聞いていたんですが、この広報と広報に入っているいろいろな、いろんな給付のそういう案内とか何日までとかいろいろなああいう資料は、その個人配付されていた方には、どういうルートで入っていくのか。広報は役場の玄関に置いてあるからいつでも取りに来てくださいますとおっしゃっていただいているんですが、そこの中に入っている個人に関するチラシなんかは、スマホを持っている人やったらそれでまた電子回覧板見たら分かるかもしれないんですが、ガラケーの、特に高齢者の方が何かそういうので不便を感じる人が現におられますが、こういった人たちの町のお知らせが、やっぱり行き届くようなやり方というのもできないのかなというのでちょっと、町の今の取組をお聞かせ願ひたいと思っています。

それと次は、介護保険の方は、２３９ページです。２３９ページで、歳出の方なんです。これでここにも、先ほど令和６年の当会計の補正でも上がっておりますが、目５の諸支出金の中で、目２の償還金。先ほど課長の方から、令和６年度の補正では、内訳上がっている分はお聞きしましたが、この決算は、令和５年度決算です。ですから、この県支出金返還金９８２万８、９６３円、また、

国庫支出金返還金 5 2 0 万 5 , 5 9 2 円、診療報酬支払基金介護給付費交付金返還金 3 1 1 万 6 , 2 8 5 円。これは何年度の返還金か、また、その返還になるということは、事業が、予算事業としては減っているということだと思うんですが、このことの説明をしていただきたいと思います。お願いします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

一般会計の決算で、60 ページ文書広報費に関連してご質疑をいただきましたけれども、広報を郵送で送らなくなった経緯につきましては、議員もご承知やと思います。また、チラシに関して、広報と同時に配付されるチラシに関してですけれども、これにつきましては、広報が郵送されていた時代から同封はしておりませんでしたので、それについては、取扱いは従来から変わっていない形になります。非常に大事な部分、お知らせ等になりますと、該当者が限られる場合は該当者に直接全員に郵送する等の対応を各課が取っておりますので、今後とも皆さんにタイムリーにいろいろ事業をお知らせしていきたいと思っております。

以上です。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

介護保険事業特別会計の決算でございます。こちらの償還金利子及び割引料 1 , 8 1 5 万 8 4 0 円につきましては、備考欄に書いておりますように、県、国、診療報酬支払基金にそれぞれ令和 4 年度給付費等にかかります交付金にかかります実績報告に伴う返還分でございます。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 3 9 条の規定により、議第 6 3 号令和 5 年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第 6 4 号令和 5 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第 6 5 号令和 5 年度

豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第67号令和5年度豊郷町水道事業会計決算認定について、議第68号令和5年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第63号を予算決算常任委員会に、議第64号、議第65号、議第66号を文教民生常任委員会に、議第67号、議第68号を総務産業建設常任委員会に付託することと決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第26、発議第5号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

河合勇議員、提案理由の説明を求めます。

河合議員 議長。

村岸議長 河合議員。

河合議員 それでは、議会議員定数の削減の提案説明をいたします。

私は、先の6月定例会において、私の任期中は定例会ごとに、毎回議員定数の削減を提案すると宣言をいたしました。これまでから議員改革の必要性があるとの主張を繰り返しております。皆さんも議会がこのままでよいとは思っていないのではないのでしょうか。

繰り返し提案しますが、これは有権者の関心が薄れているからです。前回も私の提案について、住民サービスが行き届かないとか、議員を減らせば十分な議論ができないとか、定数削減をする気がないから屁理屈を言う。甲良町、多賀町が、議員定数を10人に削減して臨んだ選挙はどうでしたか。投票率が上がった実績はあるではないですか。何を恐れているんですか。私は先の定例会の提案理由でも述べたとおり、私自身も、この議会に戻れないかもしれないと発言をいたしました。しかし、議会はこのようなことで本当にいいのかと思い、提案をしているものであります。このままの議会では、次回選挙の投票率はどうでしょうか。日々の議員活動が住民の皆さんから見られておられます。豊郷町議会も変わる時期が来たのではないのでしょうか。繰り返しますが、議員定数10人にして、候補者が増えれば、おのずと有権者の関心も高まり、投票率の向上にもつながると私は思います。皆さんはどうでしょうか。口癖に住民さんから負託を云々と言っているもの、住民さんの負託に応えるため、賛同してはどうですか。強面で口

が悪い私ですけれども、全町民さんのために、私は常におのれを忘れず活動をしております。議員も人に左右されずに、信念を持っておられるなら、議員定数削減に賛同できる諸氏は起立をしてはどうですか。私は任期中、毎回定例会に定数削減を提案してまいります。私は議員定数削減を実施すれば、議会の改選で議会を大きく変化があると思います。

以上です。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、発議第5号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

鈴木議員 議長。

村岸議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 発議第5号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

町民の皆さんの中には、生活が苦しい、介護保険、国民健康保険税が高いなどなど、切実な声か多数あります。行政が拾い切れない町民の声や要望を拾い、町政へ提案していく議員の役割は今後も強まりこそすれ、弱くなることはならないと思います。議会は憲法の地方自治の原則に基づき、住民から負託を受けた住民を代表する代議制の機関です。議員はできるだけ多様な層から多様な意見を持つ多様な議員が選ばれ、議論を尽くし、合議体としての機能を果たすことが求められています。こうした議会の役割に照らしても、議員定数の削減は議会本来の機能を弱めることになり、反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第5号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

村岸議長 起立少数であります。よって、発議第5号は、否決されました。

日程第27、発議第6号教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書案を

議題といたします。

本田清春議員、提案理由の説明を求めます。

本田議員 議長。

村岸議長 本田議員。

本田議員 教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書。教員の長時間労働は深刻です。2023年4月に文科省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務を含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間22分、同中学校教育で11時間33分となっています。長時間労働が常態化しており、看過できない状況にあります。こうした状況を反映して、教員志望者が減少している。一方、早期退職者、病気休職者は増加している。そして、学校現場では、産、育休や病欠者の代替が確保できない状況が広がっている。教員未配置により残された教員の負担が増大し、その結果、心身を病む教員が出るという負の連鎖が起こっている学校も少なくない。これらは教員の勤務条件の問題であると同時に、子供たちの教育保障に関わる問題であり、子供の未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。教員の長時間労働と教員不足の改善に向けて直ちに取組みねばならない。今や一刻の猶予もない。

そもそも教員に長時間労働をもたらしている業務は、授業準備であり、校務分掌業務であることは種々の調査からも明らかである。これらの業務は緊急的、臨時的に発生するものではなく、言わば教員本務である。それが時間内に終わらないということは業務に見合う定数が確保できてないことを意味する。大幅な教員定数増が求められている。

また、1971年に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法、給特法では、公立学校の教員に時間外労働を支給せずに、教職手当、教職調整額を支給することを定めている。時間外手当を支給しないとすれば、時間外労働を継続する必要がなくなり、労働時間規制が曖昧になることは避けられない。教員は時間外労働の歯止めがない中で長時間労働を強いられているのである。教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を規制するために、給特法の見直しは急務といえる。

以上から、国において、教員の長時間労働を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、少なくとも、次の3点について適切な措置を講じることを強く求めるものである。

記 1、学校の業務量に見合った教職員配置をすること。

2、勤務時間の管理と時間外勤務を規制するために教員にも時間外手当を支給すること。

3、これらを実現すべく、教育予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 今村議員。

今村議員 教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書案につきまして、質疑を行います。

この意見書部分の説明はお聞きいたしました。記として1、2、3の項目を意見書として上げてほしいということですが、これ、もうちょっとそれぞれ具体的にどういう中身を要望したいのか、意見書としてしたいのか。実態も即して、ちょっと説明をしていただけますか。

本田議員 議長。

村岸議長 本田議員。

本田議員 できるだけ端的に答えたいと思うんですが、今、教育関係者が注目しているのは義務教育標準法の抜本的な改正なんです。義務教育の標準法というのは、1958年につくられたんですが、我々の子供の頃に先生がそんなにばたばたしてなかったという印象を持っておられると思います。

ところが、2002年から完全週休2日制になりました。これから変わったんです。このときに国は教員を増やすべきでした。週休2日になっても教える内容が減らされず、土曜日の授業はどうなったかっていいますと、他の曜日に振り分けられて、低学年でも午後から授業が、今現在しています。こうして1日5コマとか6コマの授業が普通になりました。内容面でも、電子黒板を使った授業が求められて、子供たちへのタブレットでの指導とか、それから、全国学力テストに対する対応とか、外国語が3年生から導入されて、5、6年は週2コマが必修など、大きな教育内容で内容的には増してきたんです。

こういう中で、文科省の調査でも過労死状態にあるということが認定されています。例えば中学校は男女とも30歳以下では100時間を超えているという状況です。このような長時間労働は何を呼び起こすかというと、先ほども言いましたけれども、メンタル面での病欠者が多くなるということです。例えば2000年ですと1,000人程度だったんですが、今現在は6,000人を超えているんです。毎年これだけの病欠者を出すようになったんです。そういう点で、代替教員が本当は必要なんです。代替教員が見つからないという状況なんです。退職教員が学校から講師になって穴埋めてください、依頼されても、働

きで働き続けられるわけがないということで断るんです。そうすると穴があいたままで学校が運営されるものだから、他の先生方がばたばた倒れるという状況で悪循環が進んでいるんです。

今、この状態を放置していくと、今一番現れているのは学生さんです。教員になろうとした学生さんが教育実習に行く、その学校が過労のあまり先生が病気になっているのを見て。こんな状態のところで働きたくないということで、受験を控えるという状況が広がっています。教員採用枠が倍増しているにもかかわらず、受験者数が減少しています。

このような状況の中で、放置することは、将来の教育、日本の教育ということが崩壊する危機にあるというふうに思います。ぜひこのような状況を改めるためにも今、変化すべきだと思います。

昨年5月、政府・自民党の特命委員会が、今後小学校高学年から学級担任の持ちコマを週2時間程度とすることを目指すべきだというように政府の自民党でもこういう提言が出され、小学校、中学校長からも提言が出されています。蔓延した時間外労働の歯止めとして、残業代として払うことを求めます。残業代を払えばコストの関係でやっぱりここに目が行くはずなんです。そういう点で、今私立や国立の学校の教職員には、きちっと残業代は支払われているわけです。でも、公立学校は働かせ放題というのが今進んでいるわけです。

村岸議長 本田議員、簡明に願います。

本田議員 はい。以上、今後の日本の教育を考える教職員の長時間労働の解消に向けて、この意見書に賛同いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

今村議員 議長、動議。

議員 賛成。

今村議員 まだ。いいですか、動議。

村岸議長 動議、出されました。動議の内容。

今村議員 この問題はもう今日においても大事な問題なので、今議会は、10月2日までの会期の下、委員会も開かれますので、この意見書については、委員会付託を提案したいと思います。よろしくお願いします。

村岸議長 ただいま今村議員から議題となっています発議第6号を文教民生常任委員会に付託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者があります

ので、成立いたしました。

発議第 6 号を文教民生常任委員会へ付託する動議を議題として採決いたします。

河合議員 議長、先ほど賛成言うたんは、動議内容しゃべる前に賛成言うたさかいに終わった後、賛成なかったで。成立しない。皆さん、聞いて下さい。録音してくださいよ。聞きなさいよ、一遍、頭。動議提出前に動議ありました。動議終了後には賛成なかったですよ。不成立。

村岸議長 はい。もとい。

ただいま動議は所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。ただいまの動議に賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、少数)

村岸議長 起立少数です。よってただいまの動議は否決されました。

これより、発議第 6 号教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

今村議員 討論は。討論が先でしょう。議事進行、ちゃんとしてください。

村岸議長 すいません。もとい。

これより、発議第 6 号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 賛成討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議 員 なし。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

今村議員 はい、12 番。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 それでは、教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書案につきまして、賛成討論を行います。

まず、1 点目、提案者が説明をされていた中で、なぜ長時間労働がなくなるのかというのは、現況、教職員の数が少ない。このことが、大きな原因だということが分かりました。文科省の中央教育審議会初等中等教育分科会の中での資料の中で、1 学級当たりの児童生徒数の国際比較が資料として出されておりますが、これで見ますと、日本の学校における平均学級規模は OECD 30 か国あるんですが、その平均よりも大きく、最も学級規模の大きい国の 1 つとなっています。初等教育は OECD 平均 21 人のところ、日本では 27.2 人。ま

た、前期、そして中等教育におきましては、OECD平均23人が32人と、非常に突出して、わが国の教育の学級における教員負担の大きさが分かります。

そして、次、2点目ですが、先ほど提案者からもありましたが、教育労働者は長時間労働を時間外手当ももらえず、過労死基準100時間以上になる、こういった人たちが出ているというこの実態、これでは教育の質も落ちてしまうと思います。

3点目、わが国は、人口減少、少子化が進んでいます。また、わが国は資源が乏しく、外国からの輸入に依存する国です。この中で、わが国が国力を上げ、全ての国民に幸福感を持ってもらうためには、教育の力が何よりも大切ではないでしょうか。子供たちの能力を引き出し、世界の中で、各分野において優れた人材を育てることが、わが国の発展と若者の皆さんに未来への希望を育てることになると思います。特に、憲法に保障された義務教育、この義務教育は貧富の差のない教育で、無償となっています。子供たちそれぞれの特徴に合わせた教育実践でこそ、教育立国としての日本がつくられるのではないのでしょうか。今の世界の中でも、OECDの中で、この日本の状況は、断トツにこの教員への教育負担が大きくなっている。こういったことでは、令和の時代にマッチした教育の在り方はつくることができません。そのために、公立中学校、小中学校の教員の皆さんへの待遇改善は、待ったなしだと思います。

同僚議員の皆さん、国にこの意見書を上げて、私たちの子供や孫の世代、こういったこれからの日本を築く人たちへの教育予算を増やすために、皆さんの賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

村岸議長 ほかに討論ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第6号教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

村岸議長 起立少数であります。よって、発議第6号は否決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会の会期中の日程は、皆様には配付しました日程表により、審議されるようよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後0時12分 散会)

